

事業主のみなさまへ もうご準備はお済ですか!?
働き方改革関連法三二説明会
<同一労働同一賃金> に関するご案内

派遣先事業所のみなさまへ、派遣労働者に係る同一労働同一賃金の準備は大丈夫ですか!?

三二説明会の内容について

1. パートタイム・有期雇用労働法のポイントについて
 滋賀労働局雇用環境・均等室
2. 労使協定方式に係る派遣労働者の同一労働同一賃金について
 滋賀労働局 需給調整事業室
3. 個別相談会 (滋賀働き方改革推進支援センター及び滋賀労働局)



滋賀労働局 需給調整事業室
 <同一労働同一賃金 キャラクター>

実施時間帯 14:00～17:00(15:30から個別相談会)

日 時	三二説明会開催場所及び所在地	会場
1月10日(金)	滋賀労働総合庁舎(大津市打出浜14番15号)	6階共用会議室(定員20名)
1月15日(水)	滋賀労働総合庁舎(大津市打出浜14番15号)	6階共用会議室(定員20名)
1月28日(火)	滋賀県立文化産業交流会館(米原市下多良2丁目137)	小劇場(定員200名)
1月30日(木)	滋賀労働総合庁舎(大津市打出浜14番15号)	6階共用会議室(定員20名)

パートタイム・有期雇用労働法は、
 2020年4月1日施行
 (中小企業の適用は2021年4月1日)

パートタイム労働者・有期雇用労働者は正社員との間の待遇差について事業主に説明を求められることができるようになります!!



パートタイム・有期雇用労働法
 キャラクター「パゆう」ちゃん

パートだから、賞与、通勤手当なし。正社員と比べて、こんな不合理な待遇差はありませんか!?

参加ご希望の方は別紙(裏面)に必要事項を記載の上、FAXでお申し込みください
 参加申込FAX番号: 077-528-5418 (別紙のみFAXしてください)

詳しくは、滋賀労働局職業安定部 需給調整事業室にお問い合わせください。



〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階
 電話 077-526-8617 FAX 077-528-5418

各会場とも開催日の前日までに需給調整事業室あて下記FAXによりお申し込みください

FAX 077-528-5418

滋賀労働局職業安定部 需給調整事業室 行
「働き方改革関連法ミニ説明会＜同一労働同一賃金＞」
参加申込書(1～4については全てもれなくご記入ください)

1.事業所名 (企業名)			事業所所在地 (市・町・村まで)	
2. 出席者氏名	役職	氏名	役職	氏名
3. 連絡先 電話番号				
4. 参加希望日 及び会場	<p>参加希望日 (希望日につきまして①から④の()に丸印を記載ください)</p> <p style="text-align: center;">内容は全て同じです</p> <p>①() 1月10日(金) 滋賀労働総合庁舎</p> <p>②() 1月15日(水) 滋賀労働総合庁舎</p> <p>③() 1月28日(火) 滋賀県立文化産業交流会館</p> <p>④() 1月30日(木) 滋賀労働総合庁舎</p>			

(ご参加の流れ)

- ① 各会場開催日の前日までに本紙に必要事項を記入しFAXでお申し込みください。
- ② この申込書をミニ説明会当日にお持ちください(当日受付で回収させていただきます)。
- 本票で取得した情報は利用目的以外に使用しません。
- 受付の連絡はしませんので、FAX送信が完了したことを送信記録により必ず確認するようにしてください。
- お申込みは各会場先着順です。お申込み状況により参加いただけない場合があります。あらかじめご了承ください(参加いただけない場合は連絡いたします)。

- **個別相談会のみ参加については、特にこのFAXのご予約は必要ありませんが、各会場3から4ブースを設ける予定をしていますが、時間の都合により、希望者全員の相談ができない場合は、後日、滋賀働き方改革推進支援センターの担当者個別に対応させていただく予定をしております。**

(お問い合わせ・申込先)滋賀労働局職業安定部 需給調整事業室

電話077-526-8617

FAX 077-528-5418

担当者:高城、西村(幸)